

高山市手数料条例の一部を改正する条例の概要について

1. 経緯

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正され、ZEH^(※)水準の省エネ性能を有する住宅について一層の普及を図る観点から、当該性能を有することが確認できる誘導仕様基準が新たに定められた。(令和4年11月7日公布・施行)

低炭素建築物新築等計画の認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、従来の計算支援プログラムによる精緻に性能を評価する方法に加えて、住戸の各部位・設備の仕様から誘導仕様基準への適否を判断する評価方法が設けられた。

※ZEH：外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

2. 改正内容

低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請（(40)の6及び(40)の6の2の部）手数料及び性能向上計画（変更）認定申請（(40)の8及び(40)の8の2の部）手数料に「誘導仕様基準に適合する場合」の手数を追加

(単位：円)

戸数		改正前	改正後	
		従来の計算による場合	誘導仕様基準に適合する場合	従来の計算による場合
一戸建ての住宅		36,000(19,000)	18,000(10,000)	36,000(19,000)
一戸建ての住宅以外の住宅	1戸	36,000(19,000)	18,000(10,000)	36,000(19,000)
	2戸以上 5戸以下	73,000(38,000)	34,000(18,000)	73,000(38,000)
	6戸以上 10戸以下	103,000(54,000)	49,000(27,000)	103,000(54,000)
	11戸以上 25戸以下	145,000(76,000)	71,000(38,000)	145,000(76,000)
	26戸以上 50戸以下	208,000(109,000)	106,000(58,000)	208,000(109,000)
	51戸以上 100戸以下	298,000(158,000)	160,000(89,000)	298,000(158,000)
	101戸以上 200戸以下	404,000(216,000)	228,000(127,000)	404,000(216,000)
	201戸以上 300戸以下	529,000(282,000)	295,000(164,000)	529,000(282,000)
301戸以上	622,000(329,000)	336,000(185,000)	622,000(329,000)	

注) 金額欄の () は変更申請手数料

3. 施行期日

公布の日